主 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人望月武夫並びに同桃井銈次各提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるからここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。

望月弁護人並びに桃井弁護人の控訴趣意各第一点について。 原判決判示第一の(一)(二)及び第二の(一)の各事実は、原判決の挙示する 各対応証拠を総合して優にこれを肯記することができる。すなわち、右各証拠によれば、同判示第一の(一)(二)の各自動車の輸入については、被告人が原審相被 告人aと共謀の上輸入貿易管理令第九条第四条一項に規定する外貨資金の割当及び 輸入の承認を受け得る見込がないところから、当初から同令第十四条に規定する携 帯品に仮託してこれを輸入しようと図り、判示 b 及び c が最近アメリカ合衆国ハワ イから日本に帰国した際携帯品として自動車を別送した事実がないのにかかわら ず、これを別送した如く税関に虚偽の輸入申告をする方法により合法を仮装しようと企て、それぞれ判示日時頃横浜税関において、同係員に対し、判示のとおり虚偽の輸入申告をなし、もつて判示各自動車を輸入しようとしたこと、並びに判示第二の(一)の自動車の輸入については、被告人単独で、前記同様の携帯品に仮託して 輸入しようと図り、dが最近アメリカ合衆国から日本に渡航した際携帯品として自 動車を別送した事実がないのにかかわらず、前同様の方法により合法を仮装しよう と企て、判示日時頃横浜税関において、同係員に対し、判示のとおり虚偽の輸入申 告をなし、もつて判示自動車を輸入しようとしたことを認め得るのである。望月弁護人は、右判示第一の(一)(二)の虚偽申告の点につき、被告人は関与せず、aとの間に共謀の事実もなかつた旨、また、桃井弁護人は、被告人は正規の携帯品と信じていたものであつて犯意を欠く旨、それぞれ主張するけれども、前記証拠、な かんずく、原審相被告人aの原審第三回及び第十二回公判期日における供述、同人 の検察官に対する昭和三十年六月二十日附、同月二十二日附及び同年七月十一日附 る供述調書、原審証人e、同cの各証言を総合すれば、被告人が右aと共謀の上、 虚偽申告についての認識を有しながら、判示のとおり輸入申告をなしたことを認め 得るのであつて、各所論は、措信するに値しない被告人に有利な証拠のみを摘録し て原審の正当な採証及び認定を論難することに帰し、採用の限りではない。さらに 桃井弁護人は、被告人は判示第二の(一)の自動車の陸揚、通関に何等関与しない 旨主張するのであるが、前記証拠、なかんずく、原審証人dの証言、fの検察官に 対する昭和三十一年二月二十四日附供述調書、並びに押収にかかる英字新聞広告欄 切抜一片及び英文メモー葉(当裁判所昭和三三年押第七二四号の八、九)を総合す れば、被告人が、アメリカ合衆国在住のgなる者との連絡の下に、同人が日本向け 輸送した判示自動車をdの別送携帯品であるように装つて通関輸入しようと図り、 同女にその旨依頼し、同女において、h運輸株式会社横浜出張所長fに一切の通関 手続た季託し、標本知らないたとにおいる。地口の人もいたが、 手続を委託し、情を知らない右 f において、判示のとおり虚偽の輸入申告をしたこ とを認め得るのであるから、所論のように、被告人が直接陸揚及び通関に関与しな かつたからといつて、被告人の罪責に消長を及ぼすものではない。さらに記録を精

査し、且つ当審における事実取調の結果に徴しても、原判決には、所論のような事

実誤認の廉は存しない。各論旨は理由がない。

日には他人名義の右軍属の身分証明書で本国に送金するため判示米軍第;郵便局に行き、右他人の身分証明書で為替を組み終つたとき、G・I・Dの係員に逮捕されたことその際G・I・Dを通じ警察に提出した米国軍票は被告人が右第;郵便局に持つていたものに相違なく、右軍票はその前日或る人から被告人が保管を可取る人が保管をの依頼者の名は言えない。しかしこの軍票はその一部は入りは日本円にかへるつもりでいたと供述しているのであるから当時被告人が判示所持軍票を遅滞なく;銀行に寄託する意思があつたものとは認めららい。のみならず、被告人は原審において、判示の日の前日に右軍票をよれるのは、のみならず、被告人は原審において、判示の日の前日に右軍票をははよれるのよいものといわなければならない。原判決には所論のような違法があるとは根拠のないものといわなければならない。原判決には所論のような違法があるといい難い。論旨は理由がない。

望月弁護人の控訴趣意第二点について。

所論は要するに、外国為替及び外国留易管理法(以下管理法と略称する)に規定 する輸入とは、関税法上の輸入概念とは異なり、現実の陸揚(保税地域への陸揚を 含む)をもつて完了するものと解すべきにかかわらず、原判決は、管理法第五十二 条及び輸入貿易管理令(以下管理令と略称する)第四条第九条等にいわゆる「貨物 を輸入しようとするもの」とは、外国貨物の陸揚後保税蔵置中未だ輸入許可のない ものにつき、その許可を得んがためにする判示のような虚偽申告行為の如きものを も包含すると解釈し、右解釈に基き、陸揚後の行為につき右法令を適用して有罪を 言い渡したのは、法令適用の誤を犯したものである、というに帰する。なるほど 管理法の目的が、「外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその 他の対外取引の管理を行い、もつて国民経済の復興と発展に寄与すること」(同法 第一条)にあり、「関税の賦課及び徴収並びに貨物の輸出及び輸入についての税関 (関税法第一条) を目的とする関税法とその立法趣旨、規制の 手続の適正な処理」 対象を異にすることは所論のとおりであり、これを貨物の輸入についていえば、管理法は、前記目的の下に、外国為替銀行による輸入の承認(管理令第四条)、特別 の貨物の輸入についての通商産業大臣による外貨資金の割当(同令第九条)その他対外取引に対する管理規制をしているに対し、関税法は輸入関税の賦課徴収を主眼 とするから、その賦課徴収の便宜のために現実に輸入される物品の国内権利者に対 する引渡(本邦内への引取)について厳重〈要旨〉な管理規定が置かれている。右の 如く、管理法管理の主眼が対外「取引」にあるとはいえ、輸入貿易上の貨物</要旨> の取引はその貨物の国内への引取という行為を伴うことによつて目的を達するもの であり、輸入貨物は陸揚によつては単に保税地域に蔵置されるにとどまり、税関に よる輸入の許可がなければ、その貨物は権利者に引渡されることはなく、従つて本 邦内の権利者はその貨物の現実的所持を取得できないのであるから、貨物の引渡を 規制することによって管理法の目的とする国際収支の均衡、外貨資金の有効な利用 の確保を達し得るのである。してみれば、管理法と関税法との間において、「輸入」の意義について異別の解釈をなすべき根拠は存しないといわなければならな い。管理令第十六条が、「税関は、通商産業大臣の指示に従い、通関に際し、 を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない」と規定し、通関事務を任務とする税関に対し、特に、通関に際し、同令第四条の輸入の承認、同第十四条の承認不要等につき 確認すべき任務を課し、他面、関税法第七十条が、他の法令の規定により輸入の承 認等を必要とする貨物については、輸入申告の際、当該承認等を受けている旨を税 関に証明させ又他の法令の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を必要とす る貨物については、輸入の許可のための検査の際に、当該規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けさせることとし、右証明乃至確認を受けられない貨物につき輸入を許可することを禁止しているのは、正に前記理由に基くもので、管理法と関税法とにおける「輸入」の意義を、ともに通関手続を完了した状態におくことを意味するものと統一的に解していることを裏書するものである。従つて不正手段で通関手続を完了したときは密輸入の既遂であり、その手続をよる前又はその手続の中途で発覚したときは。密輸入たしたこととなってもよりである。 とる前又はその手続の中途で発覚したときは、密輸入をしようとしたものである。 又全く通関手続をとることなく貨物等を保税地域以外のわが国内に陸揚げしたとき は密輸入の既遂である。(昭和二九年(あ)第三八一〇号同三三年三月一四日最高 裁判所第二小法廷判決集一二巻三号五五六頁参照)そして本件は、表面上管理令第 十四条により例外的に輸入承認等を要しない貨物として輸入しようとする場合であ

(裁判長判事 岩田誠 判事 八田卯一郎 判事 司波実)